

令和7年度

合併処理浄化槽設置補助制度

公共用水域の汚濁を防止し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、
倉敷市では合併処理浄化槽をこれから設置する予定の方に補助金を交付します。

補助対象となる方

補助金交付対象区域内で専用住宅に設置し、該当要件を満たす方

補助金交付対象区域

- ◆ 下水道の事業計画区域外であること
(ただし、区域内でも下水道整備が当分の間(7年以上)見込まれない場合は対象)
- ◆ 農業集落排水処理施設による処理区域ではないこと
- ◆ 終末処理施設を設置している21区画以上の住宅団地ではないこと

専用住宅

主に居住の用に供する建物 または 延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物※

※店舗兼住宅等を含む

該当要件 ※裏面に判定表を掲載

居住者の現住居地	
市内在住 市外在住	○下水道接続家屋 ○単独処理浄化槽家屋 ○くみ取便槽家屋 ○集合住宅または賃貸住宅 ×合併処理浄化槽家屋(原則補助対象外)
設置の方法	
新築	○新築の住居に設置する
くみ取転換	○くみ取便槽を合併処理浄化槽に転換する
単独転換	○単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する
合併更新	×既設の合併処理浄化槽を更新する(原則補助対象外)
被災起因	○市内において災害による住居被災が理由で、新築、くみ取転換、単独転換、合併更新を行う(上記「原則補助対象外」の部分についても対象となります)

⚠ 以上の要件を満たしていても、次のいずれかに該当する人は、補助対象外です

- ◆ 建築基準法または浄化槽法の手続きを行わずに浄化槽を設置する人
- ◆ 年度期限(3月10日)までに浄化槽を設置することができない人
- ◆ 販売・賃貸・展示目的の住宅に浄化槽を設置する人
- ◆ 補助金交付決定前に浄化槽設置工事(補助対象部分)をした人
- ◆ 市税の滞納がある人



補助金限度額（令和7年4月～）

区 分	標準型	高度処理型
5人槽	332,000円	360,000円
6人槽～7人槽	414,000円	462,000円
8人槽～50人槽	548,000円	585,000円

一般住宅の場合、延床面積130㎡以下は5人槽、130㎡を超える場合は7人槽、2世帯住宅は10人槽。

店舗兼住宅等の場合、し尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）に基づき算定された人槽。

単独処理浄化槽・くみ取便槽からの転換については、条件を満たせば、以下の加算補助が適用されます。

区 分	条件	加算補助額（上限）
撤去加算補助 （単独処理浄化槽）	単独処理浄化槽を全て掘り起こした後、適正に処分する	120,000円
撤去加算補助 （くみ取便槽）	くみ取便槽を全て掘り起こした後、適正に処分する	90,000円
宅内配管補助	単独処理浄化槽やくみ取便槽の転換工事において、建替や増改築を行わない	300,000円

補助対象者判定表

居住者の 現居住地 設置の 方法	市内在住・市外在住					
	下水道 接続家屋	単独処理 浄化槽家屋	くみ取便槽 家屋	合併処理浄化槽家屋		被災家屋 ※1
				賃貸住宅 集合住宅	居住用の 戸建住宅 （被災除く）	
新築	○	○	○	○ 例A	×	○
くみ取転換	○	○	○	○	×	○
単独転換	○	○ 例C	○	○	×	○
合併更新	×	×	×	×	×	○ 例B

※1 設置方法が「被災起因」の場合は被災家屋在住の扱いとなります。

被災後に転居している方も、被災時の居住地で補助対象を判断します。

例

A) 市内の合併処理浄化槽の賃貸マンションに住んでいて、新築で家を建てる → ○ 対象

B) 合併処理浄化槽の自宅を建て替えて2世帯住宅にする → × 対象外

C) 市外（合併処理浄化槽家屋を除く）に住んでいて、単独処理浄化槽の中古住宅を購入し合併処理浄化槽に転換する → ○ 対象

補助金申請の手続の流れ

